

福祉

「特別慰労品」贈呈の受付が終了します
締め切りは
平成21年3月31日です

外地からの引揚者(引揚者)・恩給などを受けてない旧軍人の方(恩給欠格者)・シベリアなどで強制抑留された方(戦後強制抑留者)に「特別慰労品」を贈呈していただきます。(ご本人からの請求に基づいて贈呈され、ご遺族の方からの請求は出来ません)。

請求書は、国東市福祉事務所又は各総合支所地域市民健康課介護福祉係の窓口においてあります。

なお、資格要件などは、独立行政法人平和祈念事業特別基金までお問い合わせください。

☎0120-234-9333
(月)金、9時15分～17時15分
土日祝日休
ホームページ
http://www.heiwa.go.jp

問 国東市福祉事務所
福祉対策総務係

☎0978-7215164

問 国見総合支所

市民健康課介護福祉係

☎0978-8211112

問 武蔵総合支所

市民健康課介護福祉係

☎0978-6811112

問 安岐総合支所

市民健康課介護福祉係

☎0978-6711114

国東市児童福祉手当、
遺児手当及び
入学支度金制度

◎児童福祉手当
この手当を受けることができる方は、18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している母子家庭の母及び父子家庭の父です。

①手当の額は、児童1人当たり年額10,000円です。(ただし、受給資格を有する期間が1年に満たない場合は、月割りにより算出した額とします。)

②受給資格者の世帯に所得税の納税義務を有する世帯員がいるときは、手当は支給されません。

◎遺児手当
この手当を受けることができる方は、18歳到達後最初の3月31日までの間にある遺児を養育している方です。

①手当の額は、児童1人当たり年額15,000円です。(ただし、受給資格を有する期間が1年に満たない場合は、月割りにより算出した額とします。)

②受給資格者の世帯に所得税の納税義務を有する世帯員がいるときは、手当は支給されません。

◎入学支度金
この手当を受けることができる方は、小学校又は中学校に入学する母子家庭児童、父子家庭児童及び遺児を養育している方です。

①手当の額は、児童1人当たり5,000円です。

ひとのうごき (12月31日現在)

男 16,101 (△35)
女 17,633 (△47)
計 33,734 (△82)
世帯数 13,694世帯 (△59)

2月の納税

- 固定資産税(4期)
- 介護保険料(9期)
- 長寿医療保険料(8期)
(後期高齢者医療保険料)

納期限は3月2日(月)

問い合わせ 税務課

☎0978(72)5162

催し

弥生のムラの年中行事

雛節句

日時 3月1日(日)

※雨天の場合も実施(一部内容変更)午後1時～午後4時

場所 弥生のムラ 国東市歴史体験学習館

内容 ひな人形づくり・貝あわせ・棧俵の流し雛を川に流そう・雛あられや甘酒を食べて元気になるろう!

※全て参加料無料

くにさき雛巡り
スタンプラリー

国東市歴史体験学習館(国東町)と梅園の里(安岐町)、涛音寮(国見町)の3館でいろいろな雛人形を多数展示し、3館すべてを巡って観覧し、スタンプを集めた方に抽選で豪華賞品を差しあげます。

展示期間

2月19日(木)～3月31日(火)

応募期間